

次の表の中欄に掲げる項目について、当該部品が滅失若しくは破損（当該部品の本来の機能が果たせないと外観から容易に判断できる状態をいう。）をしている場合又は当該放置自動車の状態が該当する場合は、それぞれ同表の右欄に定める点数を付け、その合計点が3点以上の放置自動車は、条例第7条第1項第2号に該当するものとする。ただし、同表の左欄に掲げる補助項目のみに該当する場合には、この限りでない。

分類	項目	点数
最重要項目	エンジン	各3点
	車軸	
	燃料タンク	
	トランスミッション	
	車枠	
	ラジエター	
主要項目	サスペンション	各2点
	バッテリー	
	タイヤ又はホイール	
	ハンドル	
	ブレーキパッド	
	シフトレバー	
	アクセルペダル	
	ブレーキペダル	
	車台番号、ナンバープレート又は車検切れ（フロントガラスの検査標章等により、自動車検査証の有効期間を満了していることが判断できる場合（これらがない場合を含む。）をいう。）	
補助項目	ボンネット	各1点
	シートベルト	
	ワイパー	
	前照灯	
	尾灯	
	方向指示器	
	バックミラー	
	サイドミラー	
	計器類	

	座席	
	バンパー	
	ドア	
	窓ガラス	
	放置場所（山林、河川敷、廃棄物の不法投棄がされている場所その他の通常の駐車場所として想定されないものをいう。）	
	塗装の汚れ、さび等	
	車内の著しい汚損（消火器のまき散らし等によるものをいう。）	